



高齢者が毎日健康で、生きがいと意欲を持って暮らせるよう、「第3次安城市高齢者保健福祉計画（あんじょうイプラン3）」をもとに、介護保険以外にも様々な福祉施策を展開しています。今後も介護保険との調整を図りながら、質の高い福祉サービスを提供していきます。



# 高齢者のための 福祉サービス

## 介護する人の負担を軽く

ねたきり高齢者等介護人手当	前年所得が200万円以下で3ヶ月以上継続してねたきりや痴呆状態の65歳以上の人の介護者に月額5000円を支給（入院などは除く）
おむつ費用助成	上記の手当の受給者でおむつの必要な高齢者を介護している人に、おむつ費用として月額3000円分の利用券を交付（市民税非課税世帯は4500円）
徘徊探知機の貸し出し	在宅で、徘徊のみられるおおむね65歳以上の高齢者を介護している家族などに、徘徊探知機を無料で貸し出し（現場急行費用は有料）
ホームヘルパーの派遣	65歳以上の高齢者や障害者、難病患者のいる家庭で、家族が介護を行えない場合、食事・掃除・洗濯など身の回りのお世話をするホームヘルパーを派遣（費用は1時間当たり200円～950円）
地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●桜井地区社会福祉協議会（桜井公民館内／☎99)5294)</li> <li>●東山地区社会福祉協議会（北部福祉センター内／☎97)5000)</li> <li>●作野地区社会福祉協議会（作野福祉センター内／☎72)7570)</li> <li>●西部地区社会福祉協議会（西部福祉センター内／☎72)6616)</li> <li>●明祥地区社会福祉協議会（南部公民館内／☎92)3641)</li> <li>●安祥地区社会福祉協議会（安祥公民館内／☎77)3214)</li> <li>●中部地区社会福祉協議会（中部公民館内／☎76)7294)</li> <li>●中央地区社会福祉協議会（社会福祉会館内／☎77)2941)</li> </ul> 心配ごと相談、乳酸菌飲料の宅配サービス受け付け、車いすの貸し出し、車いす移送車（サルビア号）の貸し出し（明祥・安祥地区を除く）、高齢者用つえの給付を実施
安城市在宅介護支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中央在宅介護支援センター（社会福祉会館内／☎72)0123)</li> <li>●在宅介護支援センター更生（安城更生病院内／☎77)9948)</li> <li>●在宅介護支援センター八千代（八千代病院内／☎97)1818)</li> <li>●在宅介護支援センター松井（安城老人保健施設内／☎72)5112)</li> <li>●在宅介護支援センター安寿の郷（特別養護老人ホーム安寿の郷内／☎76)6135)</li> <li>●在宅介護支援センター小川の里（特別養護老人ホーム小川の里内／☎73)3535)</li> </ul> 在宅の高齢者や家族に対し介護に関する相談や、必要な保健福祉サービスの提供を受けるための医療機関や市などの連絡調整を実施（電話相談は24時間受け付け）
車いす移送車（サルビア号）の貸し出し	車いす使用者の移送に便利な車両を無料で貸し出し（貸し出し期間は4日以内・要予約） ※燃料代は利用者負担となります。

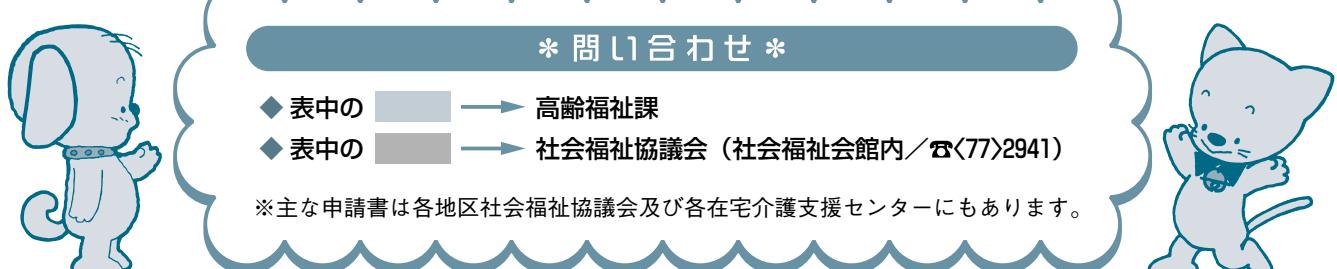
## 介護が必要とならないために

痴呆予防事業（回想法）	懐かしい生活用具などを囲み、作業療法士や保健師を交え高齢者同士で昔話を語り合う（回想する）ことにより、生き生きとした自分を取り戻し痴呆予防を図る療法を実施 ※8月下旬に開始予定です。
高齢者筋力向上トレーニング事業	加齢などにより身体機能が低下している人を対象に、専門スタッフの指導で、高齢者向けのトレーニング機器を使用し筋力向上トレーニングを実施 ※8月17日火から開始します。本紙8ページをご覧ください。

### \*問い合わせ\*

- ◆表中の → 高齢福祉課
- ◆表中の → 社会福祉協議会（社会福祉会館内／☎77)2941)

※主な申請書は各地区社会福祉協議会及び各在宅介護支援センターにもあります。



## 健康で生きがいのある生活

老人クラブ活動	各地域で教養講座、社会奉仕活動、スポーツなどを実施
老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者生きがいセンター・シルバー人材センター（百石町／☎76)1415）</li> <li>高齢者の就業活動をすすめる拠点</li> <li>●老人福祉センター（総合福祉センター内／赤松町／☎77)7888、北部福祉センター内／東栄町／☎97)5000、西部福祉センター内／福釜町／☎72)6616、作野福祉センター内／篠目町／☎72)7570）</li> </ul> 60歳以上の人の憩いと生きがいと健康増進の場。浴室の利用は、火～金曜日（無料）、休館日は毎週月曜日及び5月3日～5日、年末年始
シルバー優待証明カードの発行	65～69歳の人に「南極観測船ふじ」「ポートビル」「名古屋海洋博物館」の3施設に無料で入場できるシルバー優待証明カードを発行 ※老人医療受給者は、受給者証で無料入場できます。

## ひとり暮らし、ねたきり高齢者などの生活を援助

福祉電話の貸与・電話訪問	おおむね65歳以上で一人暮らしの高齢者、高齢者世帯及び重度身体障害者で所得税非課税世帯に電話機を無料で貸し出すとともに、希望日に電話で安否確認 ※電話訪問の所得税条件はありません。また、一人暮らしで75歳以上、病弱または障害のある人には緊急通報装置を取り付けます。
自動消火器の給付	70歳以上で所得税非課税の一人暮らし世帯に無料で取り付け
電磁調理器の給付	70歳以上で所得税非課税の一人暮らし世帯に無料で給付
火災警報機の給付	おおむね65歳以上で所得税非課税世帯に属する寝たきりまたは一人暮らしの高齢者に給付（限度額1万5500円／取り付け費用などは自己負担）
友愛訪問	安否確認や話し相手として、地区の老人クラブ員が週2回程度、一人暮らしの高齢者を訪問
軽度生活援助	前年所得が200万円以下で、一人暮らしまたは高齢者のみの世帯に外出の付き添い、庭木の手入れなどの軽易な日常生活上の援助（費用は1時間当たり100円、庭木手入れは150円）
成年後見制度利用支援	判断能力が不十分な痴呆性高齢者などのうち、身寄りがない場合など当事者による申し立てができない状況にある人について、市が代わって審判を請求
給食サービス	調理が困難な65歳以上の人一人暮らし、70歳以上の高齢者世帯に属する人、65歳以上の障害者で一人暮らしの高齢者及び65歳以上の障害者世帯に属する人、日中に高齢者だけになってしまふ世帯に週3回以内でお昼の給食（1食300円）を弁当業者が配達 ※特別食（糖尿病食）は1食450円です。
乳酸菌飲料の宅配	70歳以上の一人暮らし高齢者の希望者に乳酸菌飲料を一本ずつ週3回無料で配達
リフォームヘルパーの派遣	日常生活を営むのに介護を必要とするおおむね65歳以上の高齢者や心身障害者（児）のいる家庭に、福祉・保健・医療・建築の専門家が無料で居室などの改修相談を実施 ※事前予約が必要です。問い合わせは各在宅介護支援センターへ。
住宅リフォーム費の助成	65歳以上の要援護高齢者のための住宅リフォーム費の一部を助成（限度額10万円） ※介護保険で住宅改修ができる世帯で、リフォームヘルパーの改修相談を受けることが必要です。
寝具の洗濯・乾燥	おおむね65歳以上のねたきり、一人暮らし、痴呆性高齢者、高齢者世帯、重度心身障害者の寝具を月1回無料で洗濯・乾燥
高齢者用つえの給付	おおむね65歳以上の歩行に支障のある高齢者に無料で給付
訪問理容サービス	ねたきり高齢者などの自宅に理容師が出張し、散髪を実施。利用券（400円）を年6回分発行 ※理容料金3800円は利用者の負担となります。（市民税非課税世帯は400円負担）
外出支援サービス	要介護1以上で特殊車両の必要な人に、車いす用昇降機やストレッチャー用昇降機を装備したタクシーを派遣（病院、福祉施設などへの通院、通所に限る）
車いすの貸し出し	家庭での日常生活に支障のある人に無料で貸し出し